

令和6年度 出前教室募集案内

～障害などで外出が困難な方へ～

「出前教室」は、障害などで外出が困難であったり区の講座に参加することが困難な区民へ、学習活動のきっかけとして、学習に対する講師謝礼を支援する制度です。

- ★令和7年3月31日までに実施する学習の講師謝礼※を支援します
- ★学習の進め方や講師の紹介などについて、相談を承ります

※講師謝礼は、教育委員会が決めた金額をお支払いします。

対象

- ① 障害などで一人での外出が困難な区民
- ② 障害などで区が主催する講座への参加が難しい区民
- ③ ①、②の方で構成された自主的な団体

申請から学習会終了までの流れ

1



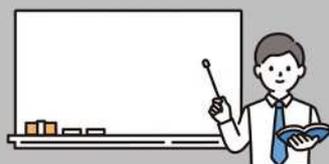
学習計画(日時・学習内容・講師・会場)を立てたのち、申請書を提出します。

2



書類の審査後、教育委員会から、受講決定通知を申請者に、講師依頼文を講師に郵送します。

3



申請内容に基づき講師が申請者に指導します。

4



学習終了後、教育委員会に請求書と報告書を提出します。その後、教育委員会が講師に謝礼を支払います。

問合せ先

葛飾区教育委員会事務局生涯学習課

124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎03-5654-8476(直通)

講師謝礼の支援対象となる学習の要件等

- ・令和7年3月31日までに実施する学習
- ・営利目的、及び特定の宗教や政治団体を支持する目的でない学習
- ・日時、学習内容、講師、会場が決まっている学習
- ・1人または1団体につき、年度内16回まで(1回1~2時間)の学習に対する講師謝礼を支援します。
- ・同一の学習内容について、2か年まで支援します。前年度と同じ内容でも、年度ごとに申請が必要です。

★学習会の進め方や講師の紹介などについて、
学習相談も承っています。
学習相談を希望する場合は、お問い合わせください。



申請前の確認事項

申請する前に、次の事項について講師と十分に相談してください。

①学習時間は、講師から指導を受ける時間を書いてください

例年、会場の予約時間での申請が見受けられます。講師の指導が会場の予約時間より遅く始まる場合や早く終わる場合は、実際の講師の指導開始時間や終了時間をご記入ください。また、準備や片付けの時間などは指導時間には入りません。

②講師謝礼は原則、講師の個人口座に支払います

講師が、講師の個人口座以外に支払いを希望される場合は、希望する学習日の前に講師と生涯学習課との調整が必要となります。そのため、希望する学習日に講師謝礼の支援ができない場合がありますので、予めご了承ください。

③学習会の決定後、決定内容に変更が生じた場合は、 その時点で速やかにご連絡ください

申請した内容から変更が生じた場合は、変更のための書類が必要となります。変更を連絡せずに学習会を実施した場合、講師謝礼の支払いができません。

その他

申請内容が当制度の趣旨に沿っているかを確認するため、必要に応じて調査をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

申し込み方法

学習会開催の1か月前までに、次のいずれかの方法でお申込みください。

①オンライン申請

QRコードを読み取り、オンラインで申請してください。

オンライン申請申込フォームはこちらから →



②窓口持参または郵送

必要書類を揃え、生涯学習課へ持参か郵送してください。

申込受付開始日:令和6年4月1日(月)

申込書類

次の書類を用意してください。書類は、区公式ホームページからもダウンロードできます。申請書記入例を参考にご記入ください。

個人の場合

- ・出前教室申請書(1号様式)

団体の場合

- ・出前教室申請書(2号様式)
- ・会員名簿
- ・団体の会則またはそれに代わるもの



区公式HPは、
こちらを読み込んで
ご確認ください。

申込み・問い合わせ先

葛飾区教育委員会事務局生涯学習課(区役所430番窓口)

124-8555 葛飾区立石5-13-1

☎03-5654-8476または03-5654-8512(いずれも直通)